

事 務 連 絡

令和2年8月24日

(一社) 日本旅館協会 専務理事 殿

観光庁観光産業課長

参事官(旅行振興)

Go To トラベル事業に利用者に対する宿泊事業者における本人確認の実施について(周知)

令和2年度補正予算に基づく「サービス産業消費喚起事業給付金」(いわゆる「Go To キャンペーン事業」)のうち「Go To トラベル事業」(以下「本事業」という。)については、多種多様な旅行・宿泊商品の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関等で幅広く使用できる地域共通クーポンの発行により、新型コロナウイルス感染症の拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出しようとするものです。

本事業の実施に当たっては、感染拡大防止と観光振興の両立を図ることが重要であると考えており、東京都内に居住する方の旅行については、当面の間、本事業の対象外とすることとしております。

そこで、宿泊事業者におかれましても、別添1の通り、受注型企画旅行を除き、本事業を利用される宿泊客全員の本人確認を実施していただきますようお願い申し上げます。確認は、チェックイン時を原則といたしますが、三密を回避するため適切な措置を講じることは差し支えありません。

確認に当たって必要な書類は別添2の通りとしており、宿泊客が当該書類を持参していない場合には、後日、郵送等宿泊事業者において別途定める手段にて提出するよう依頼いただきますようお願い申し上げます。宿泊客から必要な書類が提出されない場合には、Go To トラベル事務局に対しご連絡いただき、対応についてご相談ください。

なお、本人確認を行う旨については、別添3の内容を利用者に対し周知している旨、申し添えます。